

令和7年度 第5回 八戸市地域公共交通会議

日時：令和8年2月19日（木）13時00分～

場所：SG GROUPホールはちのへ 会議室（八戸市公民館）

次 第

1 開 会

2 議 事

≪協議事項≫

- (1) 八戸市矢沢地区の経路変更に伴う路線の一部新設廃止について 資料1
- (2) 是川団地線等の見直しによる一部路線廃止及び系統の新設について 資料2
- (3) 笹ノ沢地域の交通不便地域指定について 資料3

3 閉 会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 出席構成員名簿
- ・ 席図
- ・ 資料1：八戸市矢沢地区の経路変更に伴う路線の一部新設廃止について
- ・ 資料2：是川団地線等の見直しによる一部路線廃止及び系統の新設について
- ・ 資料3：笹ノ沢地域の交通不便地域指定について
- ・ 八戸市地域公共交通会議設置要綱

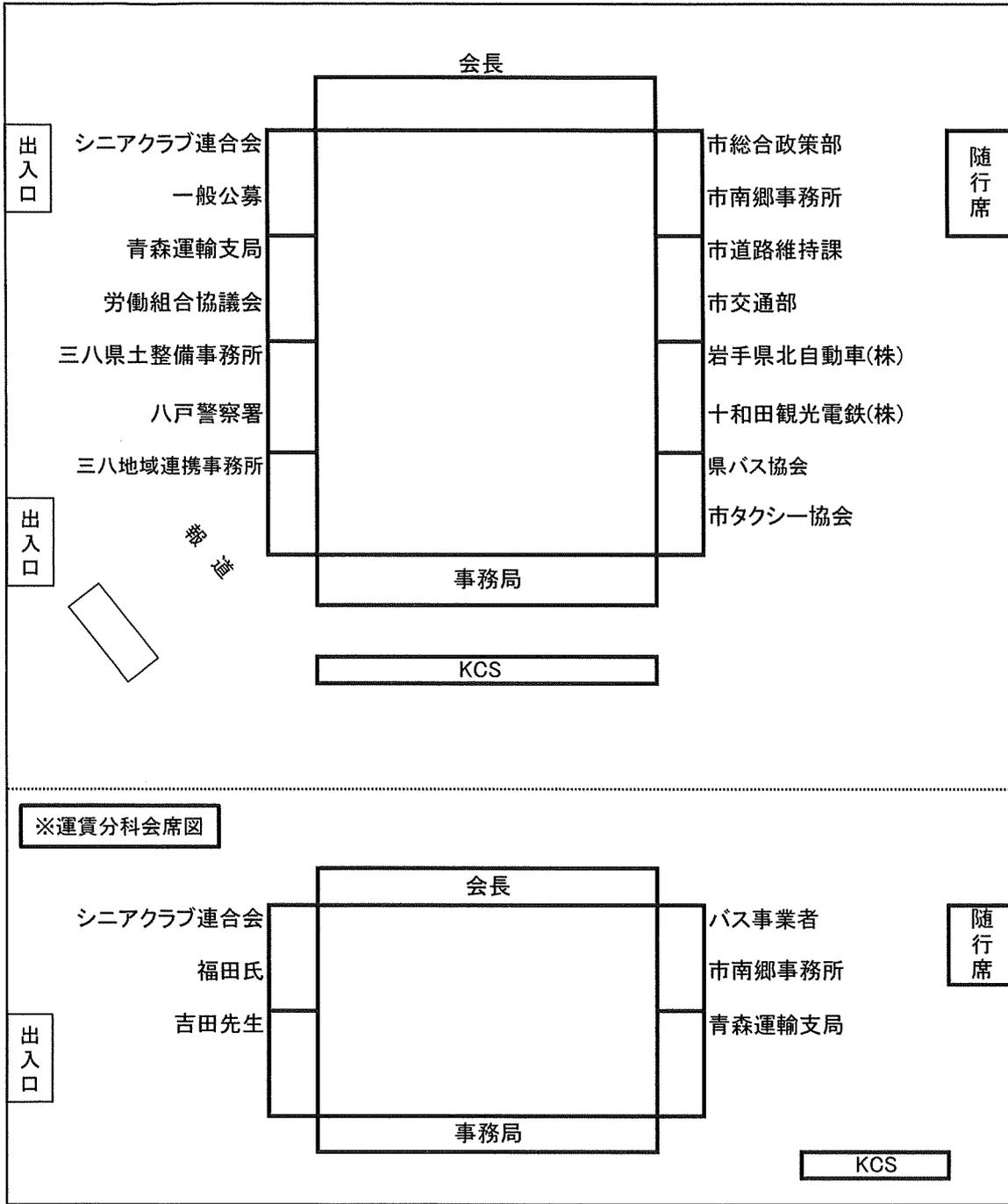
令和7年度 八戸市地域公共交通会議 構成員名簿

《 構成員 》

要綱(第3条)上の区分	役職名	氏名		備考
(1) 八戸市長が指名する職員	八戸市総合政策部次長	安原 清友	出	
	八戸市総合政策部 南郷事務所長	大山 暁史	出	
(2) 八戸市内を営業路線とする一般乗合 旅客自動車運送事業者の代表者が 指名する者	八戸市交通部 次長兼運輸管理課長	鈴木 伸尚	出	随行:営業GL 泉山 裕
	岩手県北自動車株式会社 乗合事業部 南部支社分室長	佐藤 欽一	出	
	十和田観光電鉄株式会社 執行役員 乗合事業部長	佐藤 美仁	出	
(3) 青森県内の一般乗合旅客自動車 運送事業者が組織する団体の 代表者が指名する者	公益社団法人青森県バス協会 専務理事	柳谷 英俊	出	
(4) 八戸市内の一般乗用旅客自動車 運送事業者が組織する団体の 代表者が指名する者	八戸市タクシー協会 事務局長	伊藤 正孝	出	
(5) 住民又は利用者の代表	八戸市シニアクラブ連合会 会長	上田 武男	出	
	八戸市社会福祉協議会 総務課長	高橋 幸治	欠	
	一般公募	兵藤 弘純	欠	
	一般公募	福田 匡彦	出	
(6) 国土交通省東北運輸局 青森運輸支局長が指名する職員	東北運輸局青森運輸支局 首席運輸企画専門官	小林 弘典	出	
(7) 一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が組織 する団体の代表者が指名する者	青森県交通運輸産業 労働組合協議会 南部バス労働組合執行委員長	間山 正茂	出	
(8) 道路管理者、青森県警察、 学識経験者その他会議が 必要と認める者	国土交通省 青森河川国道事務所 八戸国道出張所長	新井 昌規	欠	
	青森県三八県土整備事務所 道路施設課長	下川原 茂樹	出	
	八戸市建設部次長 兼道路維持課長	岩谷 寿	出	代理:道路占用グループリーダー 池田 安幸
	青森県八戸警察署 交通官	山中 信明	出	代理:交通課 規制係長 榎 浩治
	福島大学 教授	吉田 樹	出	
	青森県三八地域連携事務所長	工藤 福保	出	随行:主幹専門員 大山 健
(9) 八戸市内において旅客の運送を行う 鉄道事業者の代表者が指名する者	東日本旅客鉄道株式会社 八戸総括センター 副所長	泉山 大樹	欠	
	青い森鉄道株式会社 経営戦略部長	廣沼 高明	欠	
(10) 事務局	事務局長	小笠原 慶信	欠	
	事務局次長	谷崎 安進	出	
	事務局員	相模 将喜	出	
	事務局員	千葉 明	出	
	事務局員	八木田 訓寿	出	

令和7年度 第5回八戸市地域公共交通会議

会場: SG GROUPホールはちのへ 会議室(八戸市公民館)



八戸市矢沢地区の経路変更に伴う路線の一部新設廃止について

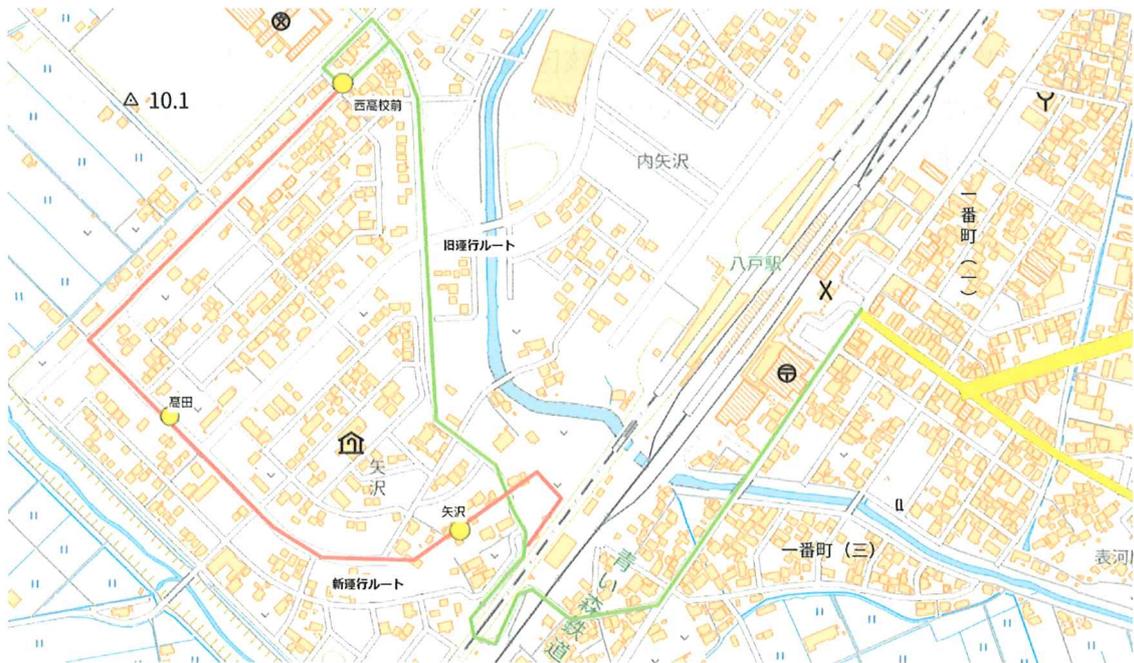
1. 概要

八戸駅西区画整理事業に伴い、道路が付け替えになることから一部路線を新設廃止するもの。

2. 申請者

- (1) 八戸市交通部
- (2) 岩手県北自動車株式会社

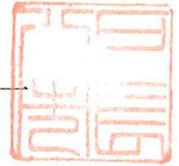
3. 参考 (路線図)



八交運第78号
令和8年2月12日

八戸市地域公共交通会議
会長 吉田 樹 様

八戸市交通部
八戸市長 熊谷 雄 一



バス路線の経路変更に伴う一部新設廃止等について（申出）

このことについて、バス路線の経路変更等により、一部新設、廃止をいたしたく、八戸市地域公共交通会議設置要綱第2条の規定により、下記のとおり申し出いたします。

なお、路線の新設を行うことで、当該区域の輸送サービスの維持を行う予定であること、及び、運賃については八戸市運賃協議分科会において別途協議予定であることを申し添えます。

記

1. 氏名又は名称及び住所

青森県八戸市大字新井田字小久保頭4番地1
八戸市交通部
八戸市長 熊谷 雄一

2. 新設しようとする路線（協議案件）

区間 A-B (参考 別紙1-1)
起点 A 青森県八戸市大字尻内町字中根市 10-6 地先
終点 B 青森県八戸市大字尻内町字矢沢 57-7 地先
料程 0.8km
道路の種別 八戸市道

区間 B-C (参考 別紙1-1)
起点 B 青森県八戸市大字尻内町字矢沢 57-7 地先
終点 C 青森県八戸市大字尻内町字矢沢 6-1 地先
料程 0.3km
道路の種別 八戸市道かつ都市計画道路

3. 廃止しようとする路線（報告案件）

区間 D-C (参考 別紙1-2)
起点 D 青森県八戸市大字尻内町字中根市 10-6 地先
終点 C 青森県八戸市大字尻内町字矢沢 6-1 地先
料程 0.9km
道路の種別 八戸市道

4. 新設及び廃止を必要とする理由

八戸駅線(「西高校前」を起終点とする系統)について、八戸駅西区画整理事業の進展により、八戸駅の西側道路の一部が廃止されることから、路線の新設・廃止を行うものであります。(別紙1-1、1-2 関係)

5. 新設停留所、廃止停留所及び移設停留所

(新設停留所)

停留所名	住 所
西高校前	青森県八戸市大字尻内町字中道 36-2 地先(八戸駅方面行)
高田	青森県八戸市大字尻内町字上谷地 30-2 地先(八戸駅方面行)
	青森県八戸市大字櫛引字高田 20-1 地先(西高校方面行)

(廃止停留所)

停留所名	住 所
フラット通	青森県八戸市大字尻内町字メドツ河原 22-11 地先(八戸駅方面行)
	青森県八戸市大字尻内町字中道 43-1 地先(西高校方面行)

(移設停留所)

停留所名	住 所
矢沢(八戸駅 方面行)	移設前 青森県八戸市大字尻内町字矢沢 1-1 地先
	移設後 青森県八戸市大字尻内町字矢沢 25 地先
矢沢(西高校 方面行)	移設前 青森県八戸市大字尻内町字矢沢 13-9 地先
	移設後 青森県八戸市大字尻内町字矢沢 22-3 地先

※現在設置している西高校前停留所は、降車専用として利用するため変更なし

6. 係る系統

別紙 2 運行系統一覧表のとおり

7. 新設・廃止の予定日

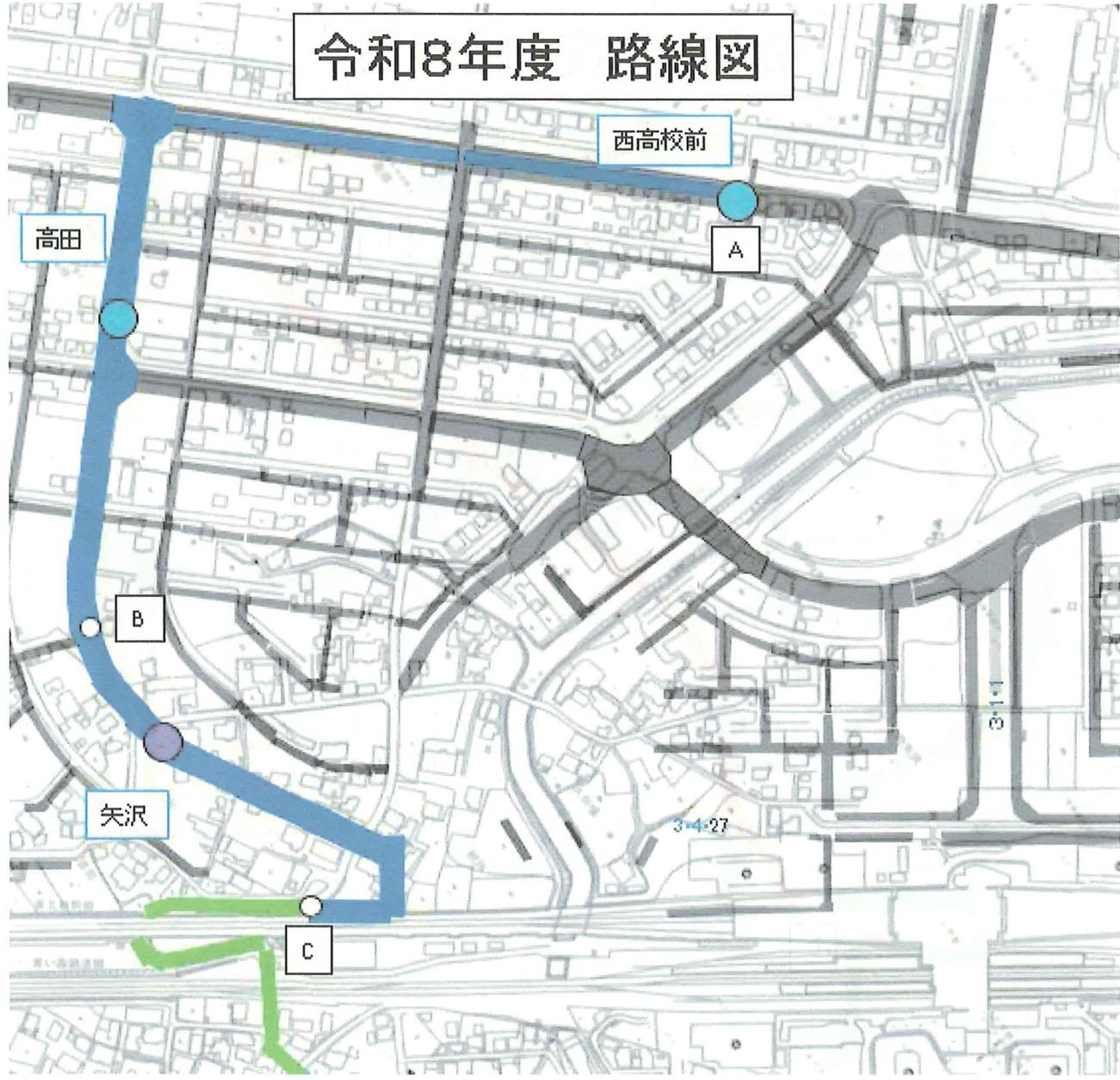
新設：令和 8 年 4 月 1 日

廃止：令和 8 年 3 月 31 日

8. 添付書類

- ・運行経路図 別紙 1-1、1-2 のとおり
- ・運行系統一覧表 別紙 2 のとおり

令和8年度 路線図



既許可路線		新設停留所	
新設路線		移設後停留所	

路線新設

A-B	新設区間 0.8km	B-C	新設区間 0.3km
起点A	青森県八戸市大字尻内町字中根市10-6地先	起点B	青森県八戸市大字尻内町字矢沢57-7地先
終点B	青森県八戸市大字尻内町字矢沢57-7地先	終点C	青森県八戸市大字尻内町字矢沢6-1地先
道路種別	八戸市道	道路種別	八戸市道かつ都市計画道路

令和8年度 路線図



既許可路線	—	廃止停留所	●
廃止路線	—	移設前停留所	●

路線廃止

D-C	廃止区間 0.9km
起点D	青森県八戸市大字尻内町字中根市10-6地先
終点C	青森県八戸市大字尻内町字矢沢6-1地先
道路種別	八戸市道

運行系統一覽表

別紙2

路線・系統名				区分	運行記号	運行系統			キロ程 (km)	運行回数			
						起点	経過地	終点		平日 回数	土曜日 回数	日祝日 回数	
八戸駅	M	02	01	往	営橋西	旭ヶ丘営業所	館花下・中心街(六)・根城六丁目・根城大橋・ 八戸駅前・高田	西高校前	12.6	2	1	2	
			復	西橋営	西高校前	高田・八戸駅前・根城大橋・根城六丁目・ 中心街(八)・館花下	旭ヶ丘営業所	12.8	3	1	1		
		02	往	営運橋西	旭ヶ丘営業所	東運動公園・館花下・中心街(六)・根城六丁目・ 根城大橋・八戸駅前・高田	西高校前	13.8	4	4	3		
			復	西橋運営	西高校前	高田・八戸駅前・根城大橋・根城六丁目・ 中心街(八)・館花下・東運動公園	旭ヶ丘営業所	14.0	1	1	0		
	Q	07	02	復	西橋吹イ営	西高校前	高田・八戸駅前・根城大橋・根城六丁目・ 中心街(中)・吹上・イオン田向店・市民病院	旭ヶ丘営業所	15.0	1	1	1	
				復	西橋S	西高校前	高田・八戸駅前・根城大橋・根城六丁目・ 中心街(八)・下組町	ラピアバスセンター	10.3	1	2	3	
		L	13	01	往	営イ吹司西	旭ヶ丘営業所	市民病院・イオン田向店・吹上・十六日町・ 司法センター前・根城大橋・八戸駅前・高田	西高校前	14.7	1	0	0
				02	復	西司吹イ営	西高校前	高田・司法センター前・新荒町・中心街(中)・ 吹上・イオン田向店・市民病院	旭ヶ丘営業所	14.8	1	0	0

岩県北南第124号
令和8年2月19日

八戸市地域公共交通会議
会長 吉田 樹 様

岩手県北自動車株式会社
代表取締役社長 鈴木 拓

バス路線の新設及び廃止について（申出）

このことについて、バス路線の経路変更等により、一部新設、廃止をいたしたく、八戸市地域公共交通会議設置要綱第2条の規定により、下記のとおり申し出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所

岩手県盛岡市厨川一丁目 17 番 18 号
岩手県北自動車株式会社
代表取締役社長 鈴木 拓

2. 延長しようとする路線

区間A-B (別紙 1-1)

起点A 青森県八戸市大字尻内町字中根市 10-6 地先
終点B 青森県八戸市大字尻内町字矢沢 57-7 地先
料程 0.8km
道路種別 八戸市道

区間B-C (別紙 1-1)

起点B 青森県八戸市大字尻内町字矢沢 57-7 地先
終点C 青森県八戸市大字尻内町字矢沢 6-1 地先
料程 0.3km
道路種別 八戸市道かつ都市計画道路

3. 廃止しようとする路線

区間D-C (別紙 1-2)

起点D 青森県八戸市大字尻内町中根市 13-6 地先
終点C 青森県八戸市大字尻内町字矢沢 6-1 地先
料程 0.9km
道路種別 八戸市道

4. 新設及び廃止を必要とする理由

新設及び廃止しようとする路線は、西公園前バス停留所から西高校前バス停留所を結ぶ路線であります。八戸駅西土地区画整理事業に伴う道路の付け替えにより、路線の新設、廃止が必要となるものです。

5. 停留所の廃止

停留所名	行先
フラット通	八戸駅方面行
	西高校方面行

全2基

6. 係る系統

別紙 系統図に記載のとおり

7. 新設・廃止の予定日

新設：令和8年4月 1日

廃止：令和8年3月31日

8. 添付資料

路線図 別紙

系統図 別紙

路線図 1-1



既許可路線		新設停留所	
延長路線		移設後停留所	

路線延長

A-B	延長区間	0.8 km	B-C	延長区間	0.3 km
起点A	青森県八戸市大字尻内町字中根市10-6地先		起点B	青森県八戸市大字尻内町字矢沢57-7地先	
終点B	青森県八戸市大字尻内町字矢沢57-7地先		終点C	青森県八戸市大字尻内町字矢沢6-1地先	
道路種別	八戸市道		道路種別	八戸市道かつ都市計画道路	

路線図 1-2



既許可路線		廃止停留所	
廃止路線		移設前停留所	

路線延長

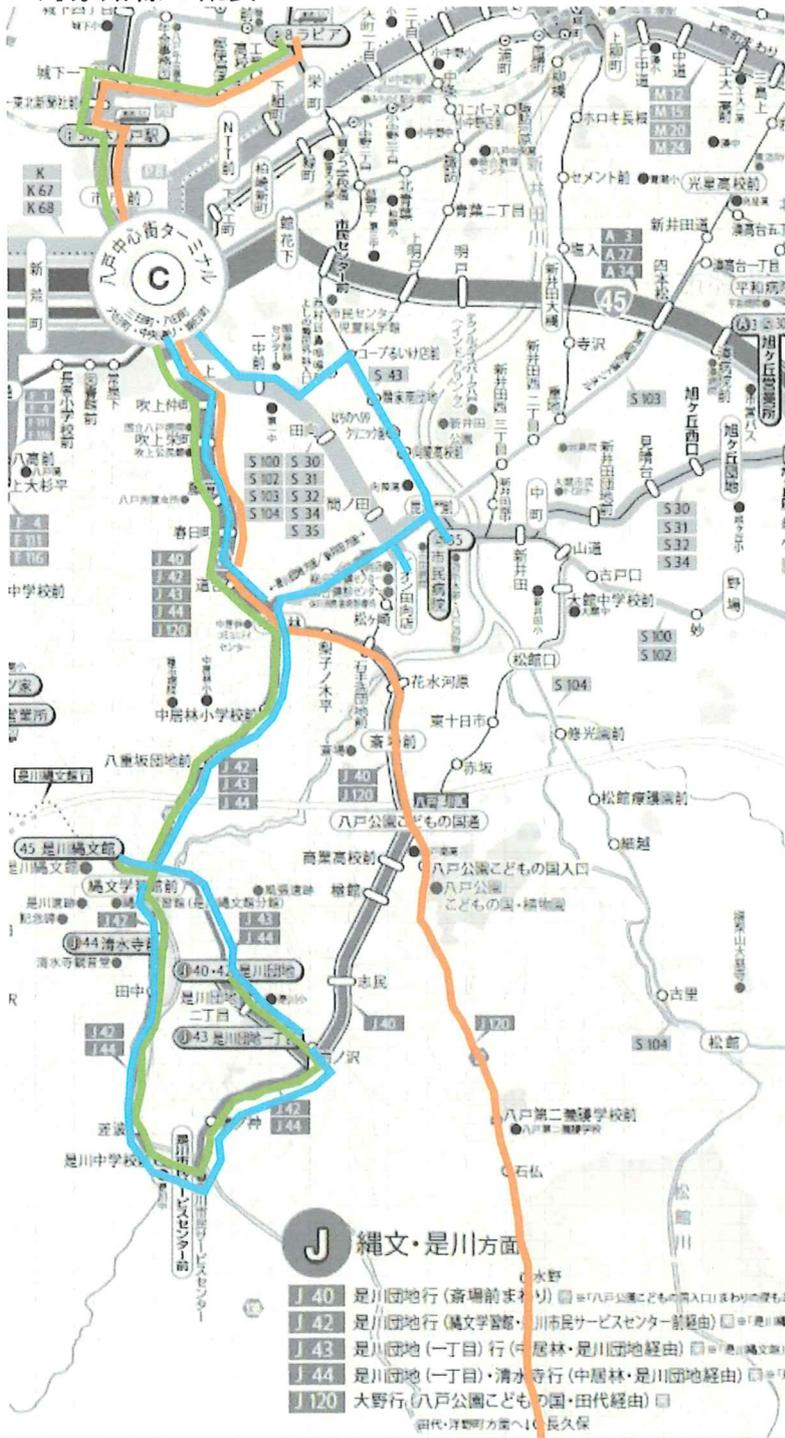
D-C	廃止区間	0.9 km
起点D	青森県八戸市大字尻内町中根市13-6地先	
終点C	青森県八戸市大字尻内町字矢沢6-1地先	
道路種別	八戸市道	

是川団地等の見直しによる一部路線廃止及び系統の新設について

1 路線再編の経緯

第3回八戸市地域公共交通会議（令和7年11月25日開催）において、再編の検討をしていると報告した「大野線」、「是川団地・田向循環線」、「是川団地線」の3路線について、一部運行事業者等が決定したので、報告します。

2 対象路線の概要



(2) 是川・田向線 【路線図：別紙2参照】

【運行概要】

- ①運行形態：一般乗合旅客自動車運送事業
- ②運行経路：是川縄文館を起終点に、中居林、田向、中心街を經由し、ラピアまで運行する。
- ③運行本数：1日4往復程度
※是川・田向を新たに經由する上記(1)大野線の2往復と合わせると、1日6往復程度の運行となる。

【ダイヤ(案)】

【平日】

ラピア	本八戸駅	中心街	コープ	イオン	八重坂	縄文館
8:28	8:35	8:41	8:51	9:02	9:08	9:13
9:38	9:45	9:51	10:01	10:12	10:18	10:23
10:48	10:55	11:01	11:11	11:22	11:28	11:33
13:58	14:05	14:11	14:21	14:32	14:38	14:43

縄文館	八重坂	イオン	コープ	中心街	本八戸駅	ラピア
8:20	8:22	8:28	8:38	8:52	8:58	9:08
9:25	9:27	9:33	9:43	9:57	10:03	10:13
11:20	11:22	11:28	11:38	11:52	11:58	12:08
13:10	13:12	13:18	13:28	13:42	13:48	13:58
16:45	16:47	16:53	17:03	17:17	17:23	17:33

【土日祝】

ラピア	本八戸駅	中心街	コープ	イオン	八重坂	縄文館
8:28	8:35	8:41	8:51	9:02	9:08	9:13
9:38	9:45	9:51	10:01	10:12	10:18	10:23
10:48	10:55	11:01	11:11	11:22	11:28	11:33
12:45	12:55	13:01	14:21	14:32	14:38	14:43

縄文館	八重坂	イオン	コープ	中心街	本八戸駅	ラピア
9:25	9:27	9:33	9:43	9:57	10:03	10:13
11:20	11:22	11:28	11:38	11:52	11:58	12:08
13:10	13:12	13:18	13:28	13:42	13:48	13:58
15:00	15:02	15:08	15:18	15:32	15:38	15:48

- ④運行事業者：岩手県北自動車(株)南部支社
- ⑤使用車両：中・大型バス
- ⑥運賃(予定)：

								八重坂団地前			
								中居林			
								190			
								1.2			
								市民病院			
								190			
								2.1			
								3.9			
								類家南団地			
								190			
								1.1			
								3.2			
								4.4			
								(往) 吹上			
								190			
								1.4			
								190			
								2.5			
								4.6			
								5.8			
								(往) 中心街ターミナル1番(三日町)			
								190			
								1.3			
								2.7			
								3.8			
								5.9			
								7.1			
								(往) 本八戸駅			
								190			
								0.7			
								2.0			
								2.50			
								3.10			
								3.4			
								4.5			
								6.6			
								7.8			
								(往) 郵便局通り			
								190			
								0.9			
								1.90			
								1.6			
								2.9			
								2.50			
								4.3			
								5.4			
								7.5			
								8.7			
								(復) 吹上			
								190			
								1.4			
								190			
								2.5			
								4.6			
								5.8			
								(復) 中心街ターミナル3番			
								190			
								1.0			
								2.4			
								3.5			
								5.6			
								6.8			
								(復) 本八戸駅			
								190			
								0.7			
								1.90			
								1.7			
								2.50			
								3.10			
								3.1			
								4.2			
								6.3			
								7.5			
								(復) 郵便局通り			
								190			
								0.9			
								1.90			
								1.6			
								2.6			
								2.50			
								3.10			
								3.10			
								3.10			
								3.70			
								4.0			
								5.1			
								7.2			
								8.4			
								申請上限運賃			
								190			
								380			
								570			
								880			
								1,060			
								1,060			
								1,120			
								5,260			
								10.9			
								15.3			
								29.7			
								26.5			
								86.9			
合計				実施運賃				190			
								0.9			
								2.3			
								5.3			

◆協議運賃

八戸市内
初乗り 190円
60円刻み
上限 370円

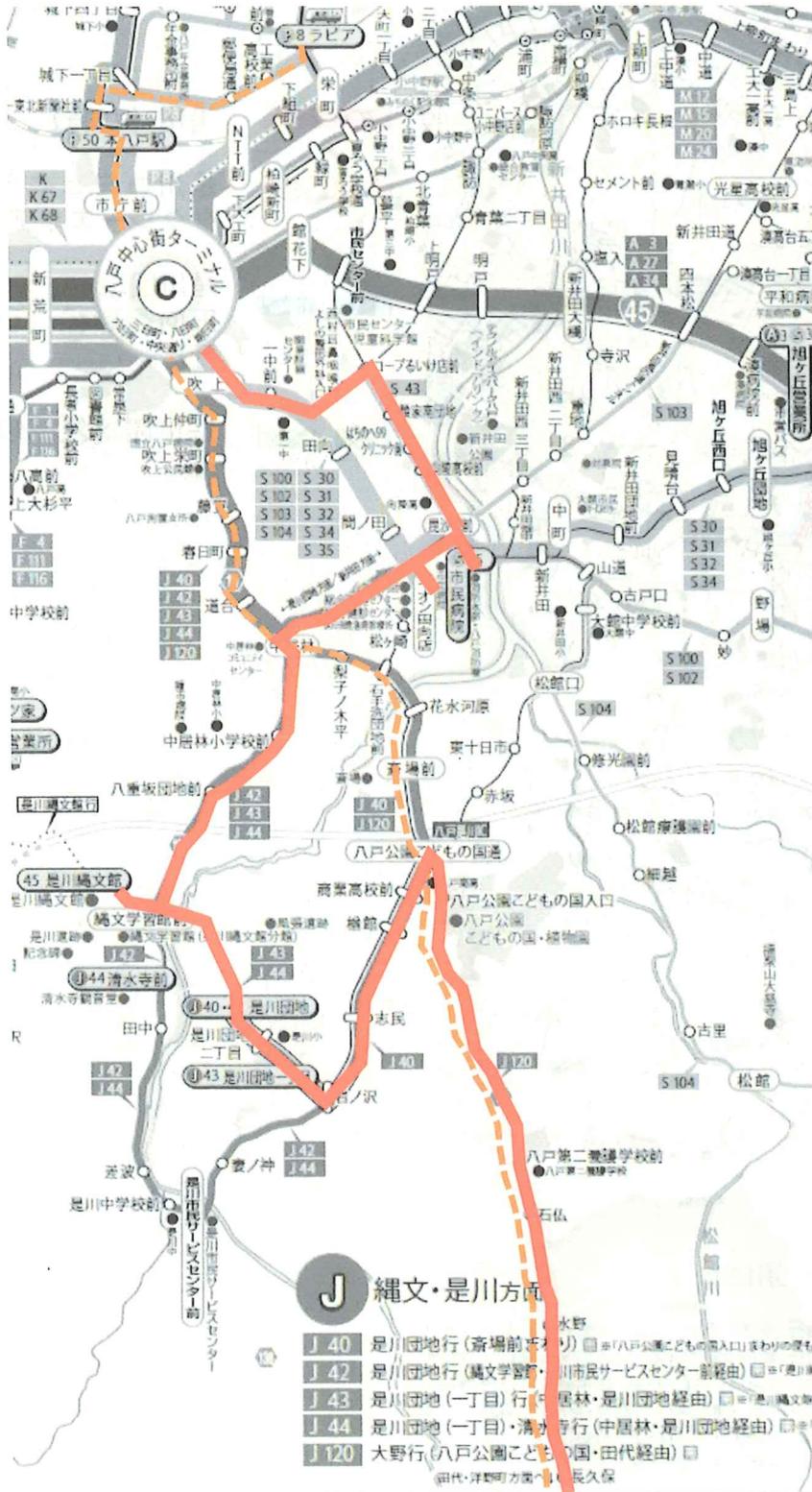
(3) 是川コミュニティタクシー 【路線図：別紙2参照】

【運行概要】

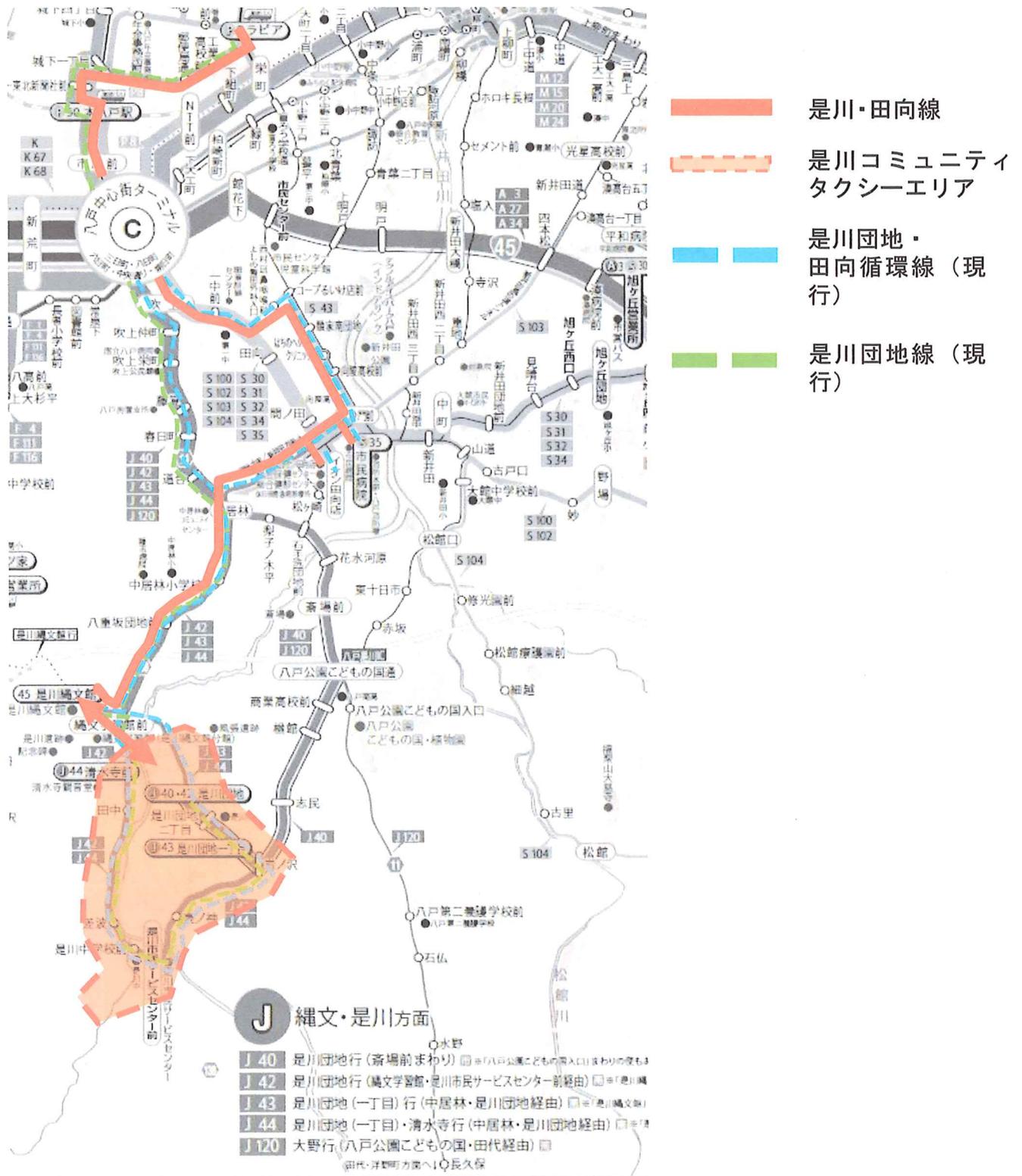
- ①運行経路：是川縄文館を起終点とし、是川団地内や是川市民サービスセンター周辺（妻ノ神、差波、田中地区など）のエリアを運行する。
- ②運行本数：予約に応じて1日4往復程度
- ③使用車両：乗用車

現在、業者選定の事務手続き中

「大野線」代替運行の路線図



「是川・田向線」、「是川コミュニティタクシー」代替運行の路線図



岩県北南第126号
令和8年2月19日

八戸市地域公共交通会議
会長 吉田 樹 様

岩手県北自動車株式会社
代表取締役社長 鈴木 拓

バス路線の一部廃止及び運行系統の新設について（申出）

このことについて、バス路線の経路変更等により、一部廃止をいたしたく、八戸市地域公共交通会議設置要綱第2条の規定により、下記のとおり申し出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所

岩手県盛岡市厨川一丁目 17 番 18 号
岩手県北自動車株式会社
代表取締役社長 鈴木 拓

2. 廃止しようとする路線

区間 E-F (別紙 2-1)

起点 E 青森県八戸市吹上 1 丁目 13-19 先
終点 F 青森県八戸市中居林蓋名池 1-2 地先
秆程 1.8km
道路種別 青森県道

区間 G-H (別紙 2-2)

起点 G 青森県八戸市是川堀田 1 地先
終点 H 青森県八戸市大字是川字東前田 1-1 先
秆程 2.4km
道路種別 青森県道

区間 H-I (別紙 2-2)

起点 H 青森県八戸市大字是川字東前田 1-1 先
終点 I 青森県八戸市是川 5 丁目 1-1 先
秆程 1.5km
道路種別 青森県道

区間 I-G (別紙 2-2)

起点 I 青森県八戸市是川 5 丁目 1-1 先
終点 G 青森県八戸市是川堀田 1 地先
秆程 1.7km
道路種別 八戸市道

3. 廃止を必要とする理由

当該是川団地線及び是川団地・田向循環線は、八戸市より一部公的支援（補助）を受けながら運行を継続しているものでありますが、採算面において持続可能性の確保が困難な状況となっております。

しかしながら、主に通勤・通院や買い物の移動手段として必要性があるため、公的負担の適正化を図りながら持続的な交通サービスとして維持する観点から、事業形態及び便数等の運行方法を見直すことについて、八戸市と協議をしてきました。その結果、八戸市が新たに八戸圏域地域旅客運送サービス継続事業計画を策定し、それをふまえて交通事業者へ運行業務を委託し、路線バスで運行を確保することとなりました。

当社はこの考え方に賛同し、現状を見直しした新たなルート・便数での運行について、八戸市が委託する予定事業者として当社が選定されましたので、これに伴い、路線廃止の手続きを行うものです。

4. 停留所の廃止

停留所名	行先	停留所名	行先
吹上仲町	是川方面行	是川中学校前	中心街方面行
吹上栄町	是川方面行		是川方面行
藤覚	是川方面行	是川市民サービスセンター前	中心街方面行
春日町	是川方面行		是川方面行
道合	是川方面行	妻ノ神	全方面
縄文学習館前	中心街方面行	岩ノ沢	中心街方面行
	是川方面行		是川方面行
清水寺前	中心街方面行	是川団地一丁目	中心街方面行
	是川方面行		是川方面行
田中	中心街方面行	是川団地二丁目	中心街方面行
	是川方面行		是川方面行
差波	中心街方面行	是川団地	中心街方面行
	是川方面行		是川方面行
是川中学校前	中心街方面行		全方面
	是川方面行		

全 29 基

5. 係る系統

別紙 系統図に記載のとおり

6. 新設・廃止の予定日

新設：令和8年4月 1日

廃止：令和8年3月31日

7. 添付資料

路線図 別紙

系統図 別紙 (新設 2-1、廃止 2-2～2-4)

路線図 2-1



既許可路線 — 廃止停留所 ●
 廃止路線 —

路線廃止
 E-F 廃止区間 1.8 km
 起点E 青森県八戸市吹上1丁目13-19先
 終点F 青森県八戸市中居林蓋名池1-2地先
 道路種別 青森県道

路線図

2-2

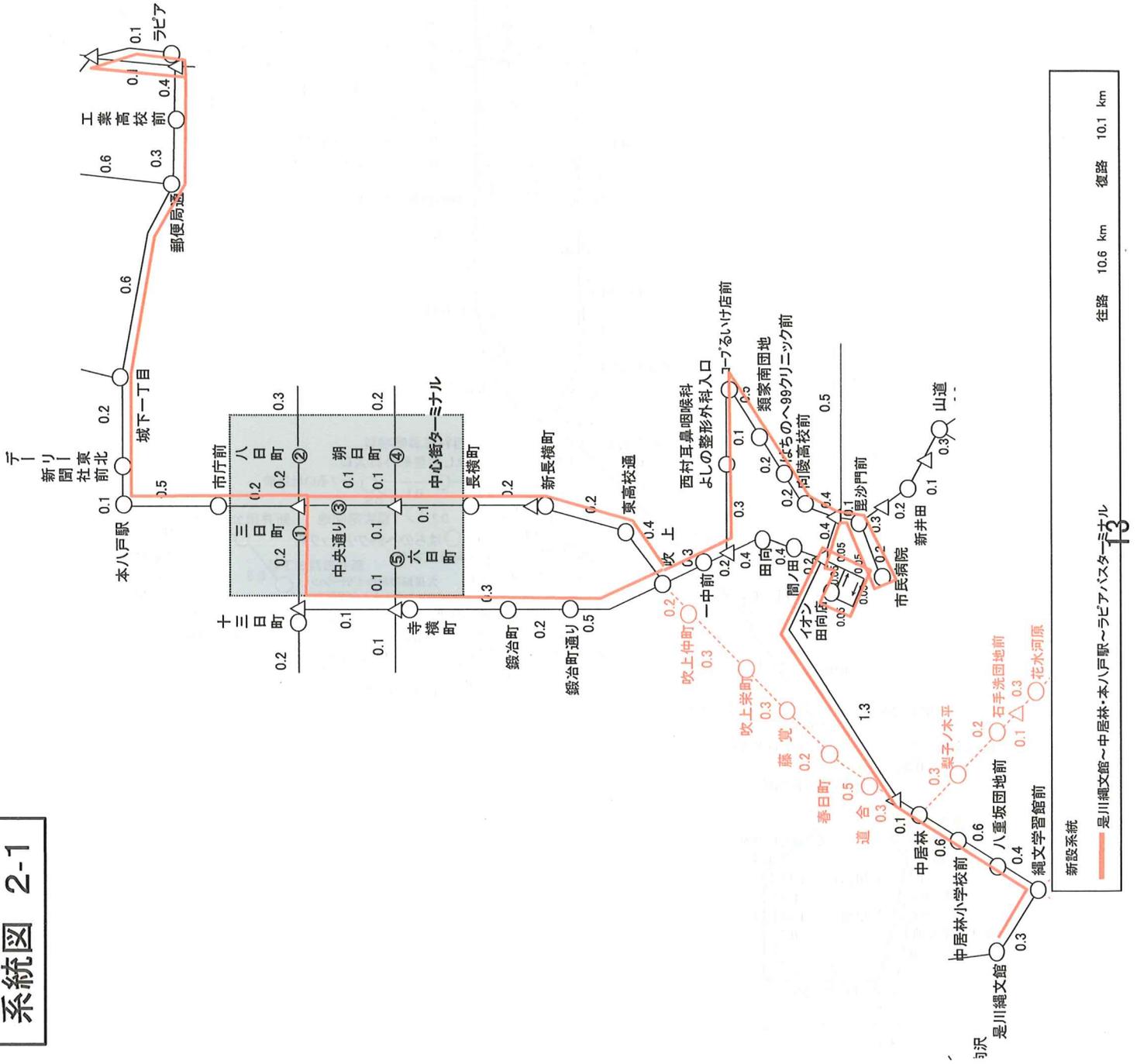


既許可路線 — 廃止停留所 ●
 廃止路線 —

路線廃止

G-H 廃止区間	2.4 km	H-I 廃止区間	1.5 km
起点G 青森県八戸市是川堀田1地先		起点H 青森県八戸市大字是川字東前田1-1先	
終点H 青森県八戸市大字是川字東前田1-1先		終点I 青森県八戸市是川5丁目1-1先	
道路種別 青森県道		道路種別 青森県道	
I-G 廃止区間	1.7 km		
起点I 青森県八戸市是川5丁目1-1先			
終点G 青森県八戸市是川堀田1地先			
道路種別 八戸市道			

系統図 2-1



往路 10.6 km 復路 10.1 km

系統図 2-2



廃止系統

— 是川団地～中居林・本八戸駅～ラピアバスターミナル	往路 12.0 km	復路 11.5 km
— 是川団地～是川縄文館・中居林・本八戸駅～ラピアバスターミナル	往路 12.6 km	復路 12.1 km

笹ノ沢地域の交通不便地域指定について

1 笹ノ沢地域でのこれまでの取組経緯

令和4年度：上長地区での「市長との公民館サロン」において、地区内の交通手段の確保について要望。

令和5年度：「青森県持続可能な買い物支援サービス網構築事業（所管：県商工政策課）」を活用し、利用ニーズ等を把握するため、笹ノ沢地域を対象に3か月間、買い物バスの実証運行を実施。

令和6年度：上記買い物支援サービス事業の実証結果を踏まえながら、地域住民、福祉乗車及び市で7回協議を重ね、運行モデル案を検討。

令和7年度：「アオモリモビリティシェア」事業を活用し、自家用有償旅客運送事業の実証運行を実施（7月～1月）

2 令和8年度以降の笹ノ沢地域の自家用有償旅客運送について

令和7年度の実証運行の結果を踏まえ、令和8年度からは本格運行とする。

本格運行にあたり、交通不便地域の指定を受け、国のフィーダー補助を活用することとしたい。

3 交通不便地域の指定について

①交通不便地域とは

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を受けて運行される系統の利用を前提とする地域であって、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港等が存在しない地域。

②交通不便地域指定の申請者について

地域公共交通計画を作成する都道府県または市町村が組織する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に規定する協議会（八戸市地域公共交通会議）とする。

③申請の手続き

交通不便地域の指定を受けようとする協議会は、申請に当たっては、当該協議会の協議を得ることとする。

第 号
令和8年2月 日

東北運輸局長 殿

氏名又は名称 八戸市地域公共交通会議
住 所 八戸市内丸一丁目1-1
代表者氏名 会長 吉田 樹

交通不便地域指定申請書

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表7ハ②(2)に基づき、
交通不便地域の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

交通不便地域指定申請書（別表 7ハ②（2）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 県・市区町村
青森県八戸市
2. 指定を受けようとする交通不便地域の概況
・八戸市笹ノ沢地区 笹ノ沢地区は、半径 1km 以内にバス停、鉄道路駅等が存しない交通空白地域である。地域間交通ネットワークである鉄道路線 JR 八戸線の最寄り駅八戸駅へは、徒歩や自転車の利用又は自家用車による送迎に拠らざるを得ない状況にある。 また、笹ノ沢地区の高齢化率は 38%であり、今後免許返納者の増加が予想される中、自家用車を運転できない高齢者等の移手段の確保が喫緊の課題となっている。
3. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
・笹ノ沢地区 230 人（令和 7 年 3 月 31 日現在） ※人口は、申請する事業年度の前年度の 3 月末現在の住民基本台帳等人口がわかる資料をもとに算出して下さい。（国勢調査による算出は不可とします） ※市町村の全人口ではなく、指定を受けようとする交通不便地域の人口を記載して下さい。
4. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
笹ノ沢地区デマンド交通（営業区域：八戸市上長地区の一部） 笹ノ沢地区の集落と JR 八戸線八戸駅をつなぐコミュニティバスの運行を検討している。 ※地域公共交通計画に記載し申請する系統の名称内容を記載して下さい。
5. 指定を受けようとする期間
令和 8 年 4 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日
6. その他特記事項

【添付書類】

○交通不便地域の区分が分かる地図

（注）指定を受けようとする地域の区分が分かるように、色付けや網掛けをしてください。

また、導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（鉄道路線や地域間幹線バス系統）及び交通結節点（駅・停留所名）を記載してください。

○その他参考資料

【担当者・連絡先】

（住 所） 八戸市内丸一丁目 1-1

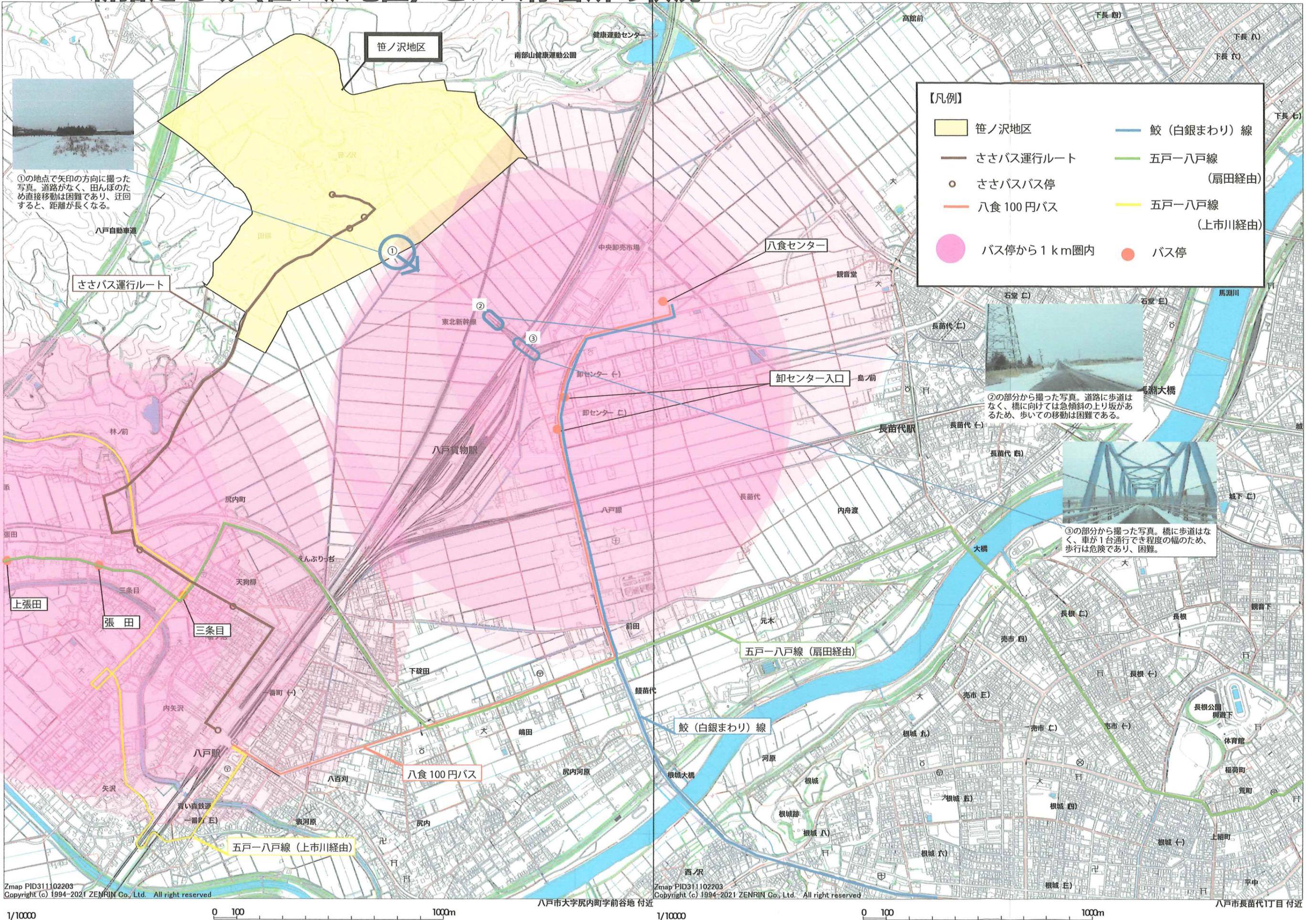
（所 属） 八戸市役所総合政策部政策推進課

（氏 名） 相模 将喜

（電 話） 0178-43-2111

（E-mail） masa_sagami@city.hachinohe.lg.jp

新指定地域（笹ノ沢地区）とバス停留所の状況



八戸市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 八戸市地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、八戸市における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの提供に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 市町村有償輸送の必要性及びその旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

(会議の構成員)

第3条 会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 八戸市長が指名する職員
- (2) 八戸市内を営業路線とする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (3) 青森県内の一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (4) 八戸市内の一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省東北運輸局青森運輸支局長が指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者
- (8) 道路管理者、青森県警察、学識経験者その他会議が必要と認める者
- (9) 八戸市内において旅客の輸送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者

(会長及び監事)

第4条 会議に会長及び監事を置き、八戸市長が前条各号に掲げる者の中から指名する。

- (1) 会長 1名
 - (2) 監事 2名
- 2 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 3 監事は、出納監査を行い、監査の結果を会議に報告する。

(会議の運営)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 会議の議決は出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会議は、書面にて協議することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(ワーキング会議)

第7条 会議は、必要があるときは、会議の議事について調整又は意見交換等を行うため、構成員の任意出席によるワーキング会議を開催することができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 会議の庶務を処理するため、会議に事務局を置く。

2 事務局は、八戸市総合政策部政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定に関わらず、公共交通計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。

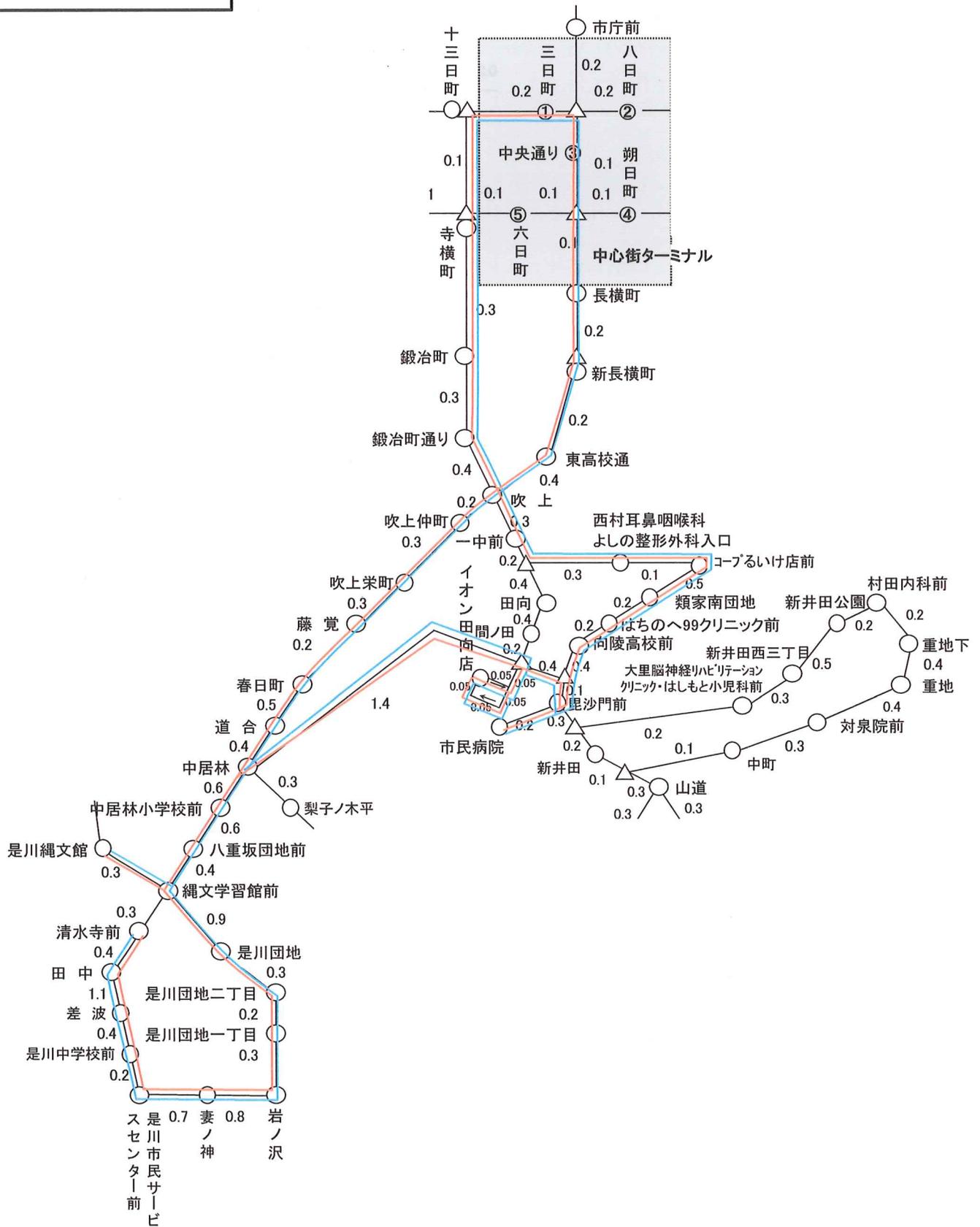
附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

系統図 2-4



廃止系統			
—	清水寺前～是川団地一丁目・是川縄文館・中居林・中心街 市民病院・イオン田向店・是川縄文館～是川団地一丁目	往路 20.2 km	復路 20.2 km
—	清水寺前～是川団地一丁目・中居林・中心街・市民病院 イオン田向店・是川縄文館～是川団地一丁目	往路 - km	復路 19.6 km